

防人衛第8976号  
26.6.19  
一部改正 防官文(事)第18号  
27.10.1  
一部改正 防人衛(事)第11485号  
29.7.27  
一部改正 防人衛(事)第8128号  
30.5.18

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

## 新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

### (設置)

第1 新型インフルエンザを始めとする国民生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症（本要綱において「新型インフルエンザ等」という。）について防衛省における対策を検討するとともに、防衛省内の関係部署間における情報及び知見の総合的な集約及び交換を行い、状況の変化に応じて当該感染症に係る防衛省の対策についての見直しを適切に行っていくため、防衛省に新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 大臣官房衛生監
- (2) 委員 人事教育局衛生官  
統合幕僚監部運用部運用第2課長  
統合幕僚監部首席参事官  
統合幕僚監部参事官  
統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官（衛生）  
陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課長  
陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課化学室長  
陸上幕僚監部衛生部企画室長  
海上幕僚監部防衛部運用支援課長  
海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長  
航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長  
航空幕僚監部首席衛生官付次席衛生官

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員に指名することができる。

### (運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 委員長が不在の場合は、あらかじめその指定する委員が、その職務を行う。
- 3 委員長は、調査又は検討のため必要があると認めるときは、関係部局に対し、当該関係部局の職員の委員会への出席、資料の提出その他の協力を求めることができる。
- 4 関係部局は、前項の規定による求めがあった場合には、これに応じ、協力するも

のとする。

(報告)

第4 委員会は、必要に応じ検討の進捗状況又は成果を局長・幕僚長等会議に報告するものとする。

(作業部会)

第5 委員会の調査又は検討に必要な作業を行うため、委員会の下に、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、作業部会が行う作業に関し必要があると認めるときは、関係部局に対し、当該関係部局の職員の部会への出席、資料の提出その他の協力を求めることができる。

4 関係部局は、前項の規定による求めがあった場合には、これに応じ、協力するものとする。

(庶務)

第6 委員会及び作業部会の庶務は、統合幕僚監部首席参事官及び統合幕僚監部参事官の協力を得て、人事教育局衛生官において処理する。

(委任規定)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は作業部会長が定める。

(生物兵器対処委員会との連携)

第8 委員会は、新型インフルエンザ等の発生時において、必要に応じ、生物兵器対処委員会設置要綱について(防運衛第2235号。14.3.20)に基づき設置された生物兵器対処委員会と相互に連携して、その対策を検討するものとする。